

融資取引サービス利用規定

第1条 本規定の範囲

1. 融資取引サービス利用規定（以下、本規定）は、株式会社紀陽銀行（以下、当行）が提供する「紀陽ビジネスポータル」（以下、基本サービス）を通じて、インターネット上で融資の申込手続きがご利用いただける「融資取引サービス」（以下、本サービス）に関して定めたものです。
2. お客さまが本サービスを利用するに際しては、当行とお客さまの間に本規定が適用されるものとします。また、当行は本サービス内容をお客さまに事前に通知することなく変更することができるものとします。

第2条 サービス内容

1. 信用保証協会申込

お客さまが基本サービスを通じて信用保証協会に対する保証委託の申込を行うことができるサービスです。本サービスのご利用に際しては、以下の点にご留意ください。

- （1）保証委託の申込には別途必要書類の郵送等を行う必要があります。
- （2）保証委託の申込を行った場合でも、当行および信用保証協会による審査の結果、信用保証協会への申込を承諾しないことがあります。
- （3）お客さまは、当行からの貸付に係る保証委託の申込についてのみ本サービスを利用することが可能であり、他の金融機関等からの貸付に関して本サービスを利用することはできません。
- （4）本サービスは、貸付の申込をおこなうサービスではありません。当行に対する貸付の申込のためには、当行所定の手続を行う必要があります。

2. 資料授受

お客さまが基本サービスを通じて当行へ決算書等の資料の受渡しを行うことができるサービスです。

第3条 本サービスの利用環境等

1. 利用環境

本サービスは、当行が推奨する設定等を実施したインターネットに接続できるパソコン等から利用できます。ただし、当行所定の環境が備わっていても、お客さま個別の設定がなされている場合等の事情により、利用ができないことがあります。

2. 利用日・利用時間

本サービスの利用日・利用時間は、当行が定め、当行ホームページに掲載いたします。ただし、当行は、本サービスの利用日・利用時間をお客さまへ事前に通知することなしに変更することがあります。なお、臨時のシステム調整等の実施により、本サービスの全部または一部を利用することができない場合があります。

第4条 サービスの利用申込

1. 本サービスを利用する場合には、事前に当行所定の方法により基本サービスの利用登録手続きが必要となります。
2. 融資申込に関して、事前に当行の審査が必要となります。
3. お客さまは、基本サービスから本サービスのリンクをたどり、表示された本サービスのページから本規定を読み内容に承諾していただくことで利用申込が完了するものとします。

第5条 サービスの利用承諾

本サービスの提供にあたっては、基本サービスに登録のあるお客さまの以下の情報をセイコーソリューションズ株式会社に連携しますので、情報提供認可をおこなう必要があります。

- (1) 企業情報
- (2) ログイン ID
- (3) メールアドレス
- (4) 利用権限情報

第6条 本人確認

お客さまの本人確認は、基本サービスへのログイン時に行います。

第7条 免責事項

基本サービスの利用規定の定めに従い、本サービスが利用できなかったこと等によりお客さままたは第三者が損害を被った場合であっても、当行に重過失がある場合を除き、当行は一切の責を負いません。

第8条 解約等

1. 本サービスは、お客さままたは当行のいずれか一方の都合で、通知によりいつでも解約することができます。なお、お客さまからの解約の通知は当行所定の方法によるものとします。
2. お客さまからの解約の効力は、当行所定の方法により当行が解約処理を行った時点から発生するものとします。

当行からの解約の効力は、お客さまに通知が到達した時点から発生するものとします。これが延着し、または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第9条 本規定の変更

1. 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表、その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第10条 反社会的勢力との取引拒絶

お客さまが、次の各号の一にでも該当する場合には、当行は催告その他何らの手続きを要せず本サービスを解除することができるものとします。

なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、お客さまはその損害額を支払うものとします。

(1) お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(2) お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他AからDに準ずる行為

第11条 本規定に定めのない事項

本規定に定めがない場合は、基本サービスの規定が適用されるものとします。

第12条 準拠法・合意管轄

本契約の契約準拠法は日本法とします。本契約に関する訴訟については和歌山地方裁判所を管轄裁判所とします。

以 上

(2024 年 11 月 18 日)